

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月20日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

監査委員 阪井 千鶴子

同 金沢 一博

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 吉村 洋文

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

対 象：平成30年度定期監査等

通知を受けた日：平成31年3月8日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
3	<p>工事に係る標準仕様書や技術基準の整備について改善を求めるもの</p> <p>同一組織における各種建築物の整備や保全については、一定の方向性と水準を確保するとともに、施工業者に対する指導等を効率的かつ確に実施するため、施工や保全等の各分野に係る技術基準等（標準仕様書・基準・要領等）を定める必要がある。</p> <p>環境施設組合では、焼却工場プラント設備工事については「ごみ焼却施設等整備工事標準仕様書」を定め、統一かつ効率的に工事を実施しているが、それ以外の各種工事に係る「標準仕様書」は定めていない。</p> <p>焼却工場プラント設備工事以外</p>	<p>・ 国土交通省「標準仕様書」に基づき施工することを設計書に定めている工事については、「営繕工事写真撮影要領」など同省が規定する書類作成に係る技術基準に従って施工することを設計書に定めることとし、同省「標準仕様書」に基づき施工する工事の設計書様式を平成30年12月25日付で工事発注担当課長あてに、関係職員へ周知するよう通知した。</p> <p>今後は定めた設計書に基づき、標準仕様書や技術基準に従って施工されていることを監督していく。</p>	措置済	平成30年 12月25日

<p>の各種工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（以下「国交省『標準仕様書』』という。）に基づき施工することを当該工事の設計書に定めることにより、建築物の品質・性能の確保を行っていることから、工事書類の作成についても、「営繕工事写真撮影要領」や「営繕工事電子納品要領」等、同省の各種技術基準に基づき実施することを設計書に定めることが必要である。</p> <p>しかしながら、焼却工場プラント設備工事以外の工事において、施工については、国交省「標準仕様書」に基づくことを定めていたものの、工事書類の作成にあたっては、同省の技術基準に従うことを定めていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 施設管理課は、環境施設組合における焼却工場プラント設備工事以外の工事についても技術基準を定めることにより、建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、施工業者に対する指導等を効率的かつ的確に実施すること。</p>			
---	--	--	--